

## 【おまかせ NISA に関する注意事項】

- ・「おまかせ NISA」は、大光銀行が提供する投資信託の NISA 口座とは併用できませんのでご注意ください。
- ・「おまかせ NISA」はウェルスナビ株式会社が提供するサービスです。大光銀行の NISA・つみたて NISA とは別のサービスとなります。
- ・NISA 口座で金融商品を購入できるのは同一年において 1 つの金融機関のみです。当年すでに大光銀行の NISA・つみたて NISA をご利用中の場合、ウェルスナビの「おまかせ NISA」とは併用できません。
- ・「おまかせ NISA」は、一般 NISA を利用します。つみたて NISA およびジュニア NISA はご利用できません。
- ・お取引の際、使用する口座をお客さまが指定することはできません。お客さまは、通常の口座(特定口座または一般口座)および NISA 口座のいずれの口座で上場投資信託(ETF)等を売買するかにつき、ウェルスナビ株式会社に一任するものとします。ウェルスナビ株式会社は、現在の各口座残高、ウェルスナビ株式会社が適切と判断するポートフォリオの資産配分、そのほかの事情を総合的に考慮し、NISA 口座で上場投資信託(ETF)等を売却および購入します。なお、特定口座による取引は、お客さまが特定口座を開設されている場合に限りです。
- ・ご入金いただいた資金による買付けにあたり、「おまかせ NISA」では、通常の口座(特定口座または一般口座)および NISA 口座をお客さまが指定して取引することはできません。また、出金の指示に際し、「おまかせ NISA」では、通常の口座(特定口座または一般口座)および NISA 口座のいずれの口座からいかなる割合で上場投資信託(ETF)等の売却を行うかをお客さまが指定することはできません。
- ・税務署による NISA 口座開設可否の確認が完了するまで当該 NISA 口座での運用は開始されません。
- ・設定年の非課税管理勘定に既に上場投資信託(ETF)等の受入れをしている場合、当年の非課税管理勘定を廃止することはできません。また、設定年の 10 月 1 日から 12 月 31 日までの間、当年の非課税管理勘定の廃止をお申し出いただくことはできません。これらに該当する場合、お申し出があった時点から、その年の最終日が満了するまでの間は、引き続き NISA 口座において非課税管理勘定を用いたウェルスナビ株式会社による上場投資信託(ETF)等の売買は継続するものとします。
- ・NISA 口座の廃止をお申し出いただく場合、当該 NISA 口座内の非課税管理勘定内の残額はすべて売却していただきます。かかる売却がすべて完了した後、当該 NISA 口座を廃止します。また、「おまかせ NISA」では、当年中の非課税管理勘定を廃止することができません。当年中に「おまかせ NISA」を解約したい場合は、NISA 口座の廃止をお申し出いただくものとします。(お客さまは、「金融商品取引業者等変更届出書」をウェルスナ

ビ株式会社に提出することはできず、ウェルスナビ株式会社は「金融商品取引業者等変更届出書」を受理しません。）

- お客さまの NISA 口座を廃止することに加えて、お客さまがウェルスナビ株式会社に開設された口座すべてを廃止することをお申し出いただく場合、廃止に先立ち、お客さまがウェルスナビ株式会社に開設された当該全口座内の残高につきすべて売却（前項に規定する売却を含みます）いただき、当該売却後、当該全口座内の金銭全額をお客さまに払い戻しいたします。当該売却および払戻しが終了していない場合、当該全口座の廃止のお申し出を受理することはできません。
- お客さまが出国により非居住者となる場合、「おまかせ NISA」に関する契約は解除されます。その場合、解除に先立ち、NISA 口座は廃止され、NISA 口座内の上場投資信託（ETF）等は一般口座に移管され、売却されます。お客さまは出国の前に解約および出金の手続を行うものとします。また、お客さまは、出国の理由の如何にかかわらず、「継続適用届出書」を提出して NISA 口座の継続をすることはできません（ウェルスナビ株式会社は、「継続適用届出書」を受理しません。）。
- NISA 口座の非課税期間には期限があり、その期間は、非課税管理勘定を設けた日から、同日の属する年の 1 月 1 日以後 5 年を経過する日までです。当該 5 年間を経過する日以降に、NISA 口座をそのままにしておくと、非課税口座約款の規定に従い、保有商品は特定口座または一般口座に移管されます。いずれの場合でも、期間満了となる年の年末および翌年始において、通常の口座（特定口座または一般口座）および NISA 口座のいずれもお取引ができない期間があります。
- NISA 口座で金融商品を購入することができるのは、同一年において 1 つの金融機関のみとなります。お客さまがウェルスナビ株式会社において NISA 口座の開設をした後に、当該 NISA 口座が重複口座であることが判明した場合は、当該 NISA 口座は租税特別措置法の規定により非課税口座に該当しないこととなります。
- 他の金融機関で購入した上場投資信託（ETF）等に移管することはできません。また、他の金融機関への移管もできません。
- 一度使用した非課税枠は、再利用できません。
- 年間 120 万円の非課税枠が設定されますが、使わなかった分を翌年以降に繰り越すことはできません。
- 一般 NISA で投資できる期間は 2023 年までとなり、2024 年以降は「おまかせ NISA」は新 NISA に対応する予定です。2023 年末時点で「おまかせ NISA」をご利用の場合、自動的に新 NISA の口座が開設される予定です。
- 新 NISA で投資を行う場合には、一定の要件を満たす必要があります。
- 新 NISA については、今後、新 NISA 制度の開始までの間に変更となる可能性があります。
- 非課税期間終了後、お預かりしている ETF が「課税口座」に移った場合、購入当初の価

格ではなく、課税口座へ移管した時の価格が基準になり、課税額が計算されます。この新たに基準となる価格によっては、売却時に当初買付時から値下がりしたとしても、課税される場合があります。

- 「おまかせ NISA」のお申し込みには、たいこう Navi の口座開設が必要です。